

山口県報

令和2年
5月29日
(金曜日)

目次

- 規則 山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
- 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則(人事課)……………二
- 告示 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………四
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………五
- 保安林指定の解除(萩市)(森林整備課)……………五
- 公告 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)……………五
- 公共測量の実施の終了(監理課)……………五
- 人委規則 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 公安委告示 警備員等の検定の実施……………六
- 技能検定員審査の実施に関する告示の一部改正……………八
- 教習指導員審査の実施に関する告示の一部改正……………八
- 公安委公告 契約の締結……………八



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十七号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第十八号中(15)を削り、(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第二十一条の五第二項の規定による動物販売業者等からの同項各号に掲げる事項の届出を受けること。

第三十一条第二項第十八号(16)中「第二十二條の六第三項」を「第二十二條の六」に改め、同号(19)中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に、「従わない者」を「係る措置をとらなかつた者」に改め、同号中(53)を(58)とし、(49)から(52)までを(54)から(57)までとし、同号(48)中「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改め、同号(48)を同号(53)とし、同号(47)中「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改め、同号(47)を同号(52)とし、同号(46)中「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改め、同号(46)を同号(51)とし、同号(45)中「第十八條第四項」を「第十八條第五項」に改め、同号中(45)を(50)とし、(44)を(49)とし、同号(43)中「第十三條第十号」を「第十三條第十一号」に、「(27)」を「(32)」に改め、同号中(43)を(48)とし、(31)から(42)までを(36)から(47)までとし、同号(30)中「若しくは第三号」を削り、同号(30)を同号(35)とし、同号(29)中「又は第四号」を削り、同号(29)を同号(34)とし、同号(28)中「(27)」を「(32)」に改め、同号中(28)を(33)とし、(27)を(32)とし、(32)の前に次のように加える。

(31) 法第二十五条第五項の規定に基づき、動物の飼養又は保管をしている者に対し、報告を求め、又は所属職員に、動物の飼養若しくは保管に関する場所に対し、立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

第三十一条第二項第十八号(26)中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改め、同号(26)を同号(30)とし、同号(25)中「第二十五條第二項」を「第二十五條第三項」に、「(24)」を「(28)」に改め、同号(25)を同号(29)とし、同号(24)中「第二十五條第一項」を「第二十五條第二項」に改め、同号中(24)を(28)とし、(28)の前に次のように加える。

(27) 法第二十五条第一項の規定に基づき、施行規則第十二条に規定する事態を生じ

させている者に対し、必要な指導又は助言をすること。

第三十一条第二項第十八号(23)中「第二十四条の二第一号」を「第二十四条の二の二第一号」に改め、同号(23)を同号(26)とし、同号(22)中「第二十四条の二第三号」を「第二十四条の二の二第三号」に改め、同号(22)を同号(25)とし、同号(21)中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同号中(21)を(24)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、必要な勧告をすること。

(22) 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、(21)の勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

(23) 法第二十四条の二第三項の規定に基づき、第一種動物取扱業者であつた者に対し、報告を求め、又は所属職員に、飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十八号

職員職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員職の職の設置等に関する規則(昭和三十六年山口県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一業務上の職の表中「麻薬取締員」の下に「動物愛護管理員」を加える。
別表第二の二の表麻薬取締員の項の次に次のように加える。

動物愛護管理員 動物の愛護及び管理に関する事務に従事する。

附則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。



山口県告示第百八十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年五月二十九日から同年六月十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能力 (N ^m /時)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
二七一ヌ	一八	令和二、 七、一	令和三、 九、一五	令和三、 九、一六
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				連続二四時間 変動なし

種 類	項目	汚水等の汚染状態の値				汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質質量 (mg/l)	窒素	
排水処理施設	処理前	1	7	467	1	130・4
	処理後	8	10	7,500	1	135・3
中和槽	処理前	10	8	14,000	1	110・4
	処理後	9	19	3,000	1	11・957・9

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構造	能力 (t/日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
中和槽	コンクリート製	14,400	中和	連続	二四時間	変動なし			
排水処理施設	樹脂ライニング・コンクリート製	720	中和	連続	二四時間	概			
凝集沈殿池	素掘り	19,200	凝集沈殿	連続	二四時間	概			

(既設)

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
二七一ヌ	3	7	5
四三	4	10	10
一	1	1	0・1
〇・一	〇・一	〇・一	〇・一
〇・三	〇・三	〇・三	〇・三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

凝集沈殿槽	沈殿池		凝集沈殿槽	
	処理後	処理前	処理後	処理前
八・四	〃	〃	九	八・四
九・七	〃	〃	二・九	〃
〃	七	〃	〃	〃
二〇	〃	〃	二二	一八
一六	〃	〃	一八	一六
二五	〃	一、〇〇〇	六、〇〇〇	二五
二八	〃	〃	五〇	〃
五六	〃	〃	八〇	五九
〇・三	〃	〃	〇・四	〇・三
一	〃	〃	五〇	〇・九
一四	〃	〃	〃	〃
二、六九一・二	二、八五三・七	〃	一、六八三・五	九、三八二・三
一六、三七〇・一	〃	〃	一七、四一四・二	一四、八五五・一

五 排水水の汚染状態の値及び排水の量

No. 3 排水口	排水の汚染状態の値		排水の量 (m ³)
	通常	最大	
八・四	九・六	七	二〇
通	常	大	一六
水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)
二八	五六	〇・三	一
通	常	大	一四
ふっ素 (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m ³)		
一四	一四、四一三・六一六、三七〇・一		

山口県告示第百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者の名称
住所又は主たる事務所の所在地
事業の種類
指定年月日

医療法人太白 宇部市大字東 岐波四三三二二の一
会
訪問リハビリテーション
令和二、一

有限会社遠藤 山口市道場門 前一丁目三番一〇号
中央薬局
居宅療養管理指導
四、

山口県告示第百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療法人社団 三志会藤本循環器科内科
岩国市南岩国町四丁目五七番二七号
医療法人社団 三志会藤本循環器科内科
岩国市南岩国町四丁目五七番二七号

遠藤中央薬局 下市町 一一番六号
有限会社遠藤 中河原 町二番二五号
中央薬局 湯田 元町二 番二二号

〃 〃 〃 〃 〃 〃
〃 〃 〃 〃 〃 〃

介護予防事業業者
氏名又は名
住所又は主たる事務所
の所在地
事業の種類
指定年月日

医療法人太白
会
宇部市大字東
岐波四三二二
の一
医療法人太白
会
宇部市大字東
岐波四三二二
の一
介護予防
訪問
リハビリ
センター

医療法人社団
三志会藤本循
環器科内科
岩国市南岩国
町四丁目五七
番二七号
医療法人社団
三志会藤本循
環器科内科
岩国市南岩国
町四丁目五七
番二七号
介護住宅
防養管
理指導

山口県告示第百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

土地改良区
下関市菊川町土地改良区
認可年月日
令和二、五、一八

山口県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字明木字上菅蓋一・二七二の一・字かやヶ浴一・二七二の三・一・二七二の二
- 一・一・二七二の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）



（二二）家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

種畜証明書 番号	名	前	品	種	生	年	月	日	産	地	検	査	成	績	飼	養	者	の	住	所	及	氏	名	又	は	名	称
一一四〇八五 一五七五二	秋月		そ	他	平	成	二	九	五	山	口	県	級	外	萩	市	見	島	多	田	一	馬					

（二二）公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域
下関市
- 三 作業の期間
令和元年七月四日から令和二年三月二十七日まで



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表の二中「する職」の下に「(人事委員会が指定する試験により採用する職を除く。)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十九日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項に次の二号を加える。

八 妊娠中又は産後一年を経過しない女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の規定による保健指導又は健康診断を受ける場合 必要と認められる期間

九 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康の保持に影響を与える程度である場合 一日を通じて一時間の範囲内の期間

第十二条第二項第九号中「(昭和四十年法律第百四十一号)」を削り、同項第十三号及び第十四号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。



山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年五月二十九日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員
種別 級 受検定員
施設警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和二年九月二日(水曜日)の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和二年九月十七日(木曜日)

場所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であって、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同年以上の知識及び能力を有すると認める者
四 検定申請書の受付期間及び時間
令和二年七月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、施設警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部長生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員
施設警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和二年九月二日(水曜日)の午前十時から正午まで
場所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和二年九月二十八日(月曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和二年七月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万六千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。

山口県公安委員会告示第二十六号

技能検定員審査の実施に関する告示（令和二年山口県公安委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

山口県公安委員会

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）の二 審査の日時及び場所に関する部分の(一)を次のように改める。

(一) 日時 令和二年七月一日（水曜日）から同月三日（金曜日）まで及び同月六日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

技能検定員審査（普通）の二 審査の日時及び場所に関する部分の(一)を次のように改める。

(一) 日時 令和二年七月七日（火曜日）及び同月八日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）の二 審査の日時及び場所に関する部分の(一)を次のように改める。

(一) 日時 令和二年七月六日（月曜日）、同月九日（木曜日）、同月十日（金曜日）及び同月十三日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

山口県公安委員会告示第二十七号

教習指導員審査の実施に関する告示（令和二年山口県公安委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月二十九日

山口県公安委員会

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）の二 審査の日時及び場所に関する部分の(一)を次のように改める。

(一) 日時 令和二年七月十四日（火曜日）から同月十六日（木曜日）までの午前九時から午後五時十五分まで

教習指導員審査（普通）の二 審査の日時及び場所に関する部分の(一)を次のように改める。

(一) 日時 令和二年七月二十一日（火曜日）及び同月二十二日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）の二 審査の日時及び場所に関する部分の(一)を次のように改める。

(一) 日時 令和二年七月十七日（金曜日）、同月二十日（月曜日）及び同月二十一日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年五月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
 - 二 落札に係る物品等の名称及び数量
I P R 形警察移動無線通信システム受令機 二百三十八台
 - 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
令和二年四月八日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
アイコム株式会社 大阪市平野区加美鞍作一丁目六番一九号
 - 六 落札金額
三千九百六万三千二百円
 - 七 入札公告日
令和二年二月二十五日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格

令和二年五月二十九日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁